

監督署の窓

職場でのトラブルで お困りのみなさまへ

今回は「個別労働紛争
解決制度」について紹介
します。
人事労務管理の個別化
や雇用形態の変化などに
伴い、労働関係について
の個々の労働者と事業主
との間の紛争が増加して
おり、その内容も多様
化・個別化しています。
関係労働法に対する法違
反の事実がある場合には、
労働基準監督署や公共職
業安定所、労働局の雇用
環境・均等部（H28年4
月1日より従来の雇用均

等室から変更）など指導
権限を持つ機関が法令に
基づいて指導・監督を実
施しますが、民事上の個
別労働紛争などは企業内
において自主的解決が求
められています。

このような個別労働紛
争の最終的解決手段とし
ては裁判制度があります
が、これには長い時間と
多くの費用がかかってし
まいます。こうした個別
労働紛争の未然防止と、
職場慣行を踏まえた円
満・迅速な解決を図るこ
とを目的として、労働
局・労働基準監督署では
「個別労働紛争解決制
度」を用意して次のよう
な解決援助サービスを行
っています。

- ① 情報提供・相談
- ② 助言・指導の申出
- ③ あっせんの申請

※対象となる紛争事例
配置転換・出向、昇
進・昇格、懲戒処分、退
職に伴う費用返還、損害
賠償、パワハラなど職場
環境に関する紛争など。

個別労働紛争の中には、
単に法令や判例を知らな
かったり、誤解に基づい
て発生したものが多くみ
られます。

①は、紛争を未然に防
止したり、紛争を早期に
解決するため、労働局や
労働基準監督署に総合労
働相談員を配置し、あら
ゆる労働問題に関するワ
ンストップ相談窓口とし
てお受けしています。

②は、紛争当事者に対
し、労働局の専門の職員
が電話等によりその問題
点を指摘するなどで解決
の方向を示して話し合い
による解決を促すもので
す。

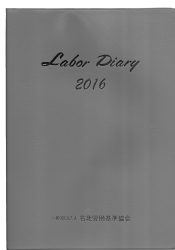
③は、労働局に設置さ
れている紛争調整委員会
から指名された労働問題
の専門家（弁護士など）
が、あっせんの場を通じ
て紛争当事者の間に公
平・中立な第三者として
入り、双方の主張の要点
を確かめて紛争当事者間
の調整を行い、紛争解決
に向けて話し合いの促進
や当事者間の合意書の作

成のお手伝いを実施しま
す。なお、あっせんは裁
判と異なり密室・非公開
です。
①～③の「個別労働紛
争解決制度」が労働基準
法などと大きく異なる点

は、使用者側から申し出
ることができることです。
利用は無料なので、会員
の皆さんが職場のトラブ
ルでお困りのときは、ぜ
ひご利用ください。

2017年版 労働日誌(レーバーダイアリー)

本年度も全会員事業場に無料送付します



2016年版

当協会が作成する労働日誌は、B5版で週ごとの
日程が書き込める大きなカレンダー部分に加え、便
覧部分に関係行政一覧表、労働基準法・労働安
全衛生法・労災保険法等の概要、届出書類一覧
表等を掲載しており、労務・人事及び安全衛生等
を担当される皆様に好評を頂いています。

本年度も機関誌『Meihoku』12月号に同封し、
全会員事業場に無料送付します。

なお、当協会ではただいま労働日誌に掲載する「広告」を募集しています。
ご担当者様に一年を通してご覧いただく労働日誌は、高い広告効果がありま
す。広告掲載料は20,570円からです。お問い合わせ・お申し込みは、当協会
広報（☎052-961-1666）にて承ります。